



山形県公報

令和4年5月31日(火)
第308号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……527
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……528
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……529
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……530
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用・産業人材育成課) ……同
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……533
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更……………(同) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) ……534
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……535
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……539
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……541

公 告

- 令和4年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………(みどり自然課) ……同
- 令和4年度山形県登録販売者試験の実施……………(コロナ収束総合企画課) ……542
- 令和5年度山形県立農林大学校入校者の募集……………(専門職大学整備推進課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……543
- 令和4年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……547
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……548

告 示

山形県告示第440号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
斉 藤 歯 科 医 院	東田川郡庄内町余目字三人谷地155番地2	令和 3.12.13
ア ク ア 調 剤 薬 局	鶴岡市宝田一丁目9番88号	令和 4. 3. 1

あかね薬局	鶴岡市家中新町11番38号	同
安藤医院	東村山郡中山町大字長崎1144番地1	同 4. 1
調剤薬局ツルハドラッグ米沢相生町店	米沢市相生町7番52号	同

山形県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
斉藤歯科医院	東田川郡庄内町余目字三人谷地155番地2	令和 3. 12. 12
佐々木歯科医院	新庄市鉄砲町1番21号	令和 4. 1. 4
医療法人佐藤内科胃腸科医院	東根市神町中央一丁目9番35号	同 1. 26
調剤薬局ツルハドラッグ長井北店	長井市大町9番28号	同 2. 15
あかね薬局	鶴岡市家中新町11番38号	同 2. 28
アクア調剤薬局	鶴岡市宝田一丁目9番88号	同
すみれ調剤薬局ゆたか店	酒田市ゆたか一丁目5番地の17	同
あたご調剤薬局	米沢市林泉寺二丁目4番22号	同 3. 30
島田皮膚科医院	米沢市林泉寺二丁目4番1号	同 3. 31
すずかぜ薬局	米沢市花沢町2695番地1	同

山形県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
居宅介護支援事業所 まごころ
東根市大字羽入500番地1 アエロポールA112号室
- 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東根市大字羽入277番地1 ベルグ123号室	東根市大字羽入500番地1 アエロポールA112号室	令和 4. 2. 1

山形県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
医療法人渡部泌尿器科内科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市本町二丁目16番4号	令和 3. 10. 31
村 山 医 院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市東栄町7番11号	同
あい薬局亀ヶ崎店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市亀ヶ崎五丁目5番23号	同
あい薬局新橋店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市新橋一丁目14番地の6	同
あい薬局松原南店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市松原南11番27号	同
十日町高橋歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	上山市十日町5番19号	同 11. 30
西 村 薬 局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東村山郡山辺町大字山辺191	同 12. 31
マシマ介護事業部	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	酒田市京田一丁目2番地の12	同
佐々木歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	新庄市鉄砲町1番21号	令和 4. 1. 4

あった家きゃっと	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	鶴岡市藤島字笹花48番地12	同	1.31
秋葉医院 パワーランド	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	東村山郡中山町大字長崎303番地6	同	2.15
くしびきデイサービスセンター	通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	鶴岡市上山添字成田21番地9	同	3.31

山形県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
齋 藤 秀 夫	齋 藤 接 骨 院	鶴岡市青柳町41番1号	令和 4. 4. 4

山形県告示第445号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和4年5月19日次のとおり通知があった。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

2 期 間

令和4年6月7日以降事件解決の日まで

3 場 所

- 医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立病院 鶴岡市文園町9番34号
- 医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立リハビリテーション病院 同 上山添字神明前38番地
- 医療生活協同組合やまがた
協立大山診療所 同 大山二丁目26番3号
- 医療生活協同組合やまがた
協立三川診療所 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
- 医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立病院附属クリニック 鶴岡市文園町11番3号
- 医療生活協同組合やまがた
メディカルフィットネスVIVID 同
- 医療生活協同組合やまがた

訪問看護ステーションきずな	同	日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた		
ひとみ保育園	同	
医療生活協同組合やまがた		
協立ケアプランセンターふたば	同	双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた		
包括支援センターわかば	同	
医療生活協同組合やまがた		
協立ショートステイセンターふたば	同	日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた		
介護療養型老人保健施設せせらぎ	同	文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた		
小規模多機能型住宅介護事業かがやき		東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた		
サポートセンターあさひ		鶴岡市熊出字日鏡31番地3
医療生活協同組合やまがた		
グループホーム和楽居	同	日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた		
小規模多機能施設くしびき	同	上山添神明前42番1号
医療生活協同組合やまがた		
しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた		
居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同	北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた		
デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設)	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし(通所リハビリテーション)	同	
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし(居宅介護支援)	同	
社会福祉法人山形虹の会		
グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会		
有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会		

訪問看護ステーションスワン 医療法人健友会	同	5番23号
認知症対応型通所介護施設「楽楽」 医療法人健友会	同	2番21号
介護予防特化型通所介護あゆみ 医療法人健友会	同	5番23号
本間なかまちクリニック 医療法人健友会	同	4番12号
本間病院 医療法人健友会	同	5番23号
本間病院居宅介護支援事業所 医療法人健友会	同	
介護老人保健施設ひだまり 医療法人健友会	同	
酒田市地域包括支援センターなかまち 医療法人健友会	同	
高見台クリニック 酒田健康生活協同組合	同	高見台一丁目13番14号
健生ふれあいクリニック 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	同	泉町1番16号
日本海総合病院 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	同	あきほ町30番地
日本海酒田リハビリテーション病院 社会福祉法人恩賜財団済生会	同	千石町二丁目3番20号
山形済生病院 医療法人社団小白川至誠堂病院		山形市沖町79番地1
小白川至誠堂病院 医療法人社団松柏会	同	東原町一丁目12番26号
至誠堂総合病院 医療法人社団松柏会	同	桜町7番44号
至誠堂訪問サービスセンターコスモス 医療法人社団松柏会	同	旅籠町一丁目7番23号
至誠堂ケアプランセンターみらい 医療法人社団松柏会	同	
わかばクリニック 医療法人社団松柏会	同	
地域包括支援センターかがやき 医療法人社団松柏会	同	
介護療養型老人保健施設木の実 医療法人社団松柏会	同	
サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち 医療法人社団松柏会	同	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所至誠堂ホームケア24 医療法人社団松柏会	同	
至誠堂とかみクリニック 医療法人社団松柏会	同	富神前48番地5
至誠堂総合病院附属中山診療所 医療法人篠田好生会		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
篠田総合病院 医療法人篠田好生会		山形市桜町2番68号

千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会		
天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会		
山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会		
かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会		
介護老人保健施設かなやの里	同	

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第446号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第447号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第448号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和4年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字青野及び塔の前の各一部	令和4年3月9日から令和5年3月31日まで
	大字十文字、大字下樫沢、大字上樫沢、西原一丁目及び西原二丁目の各一部	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
米 沢 市	古志田町及び遠山町の各一部	同
鶴 岡 市	谷定の一部	同
酒 田 市	生石及び北俣の各一部	同

上山市	鶴脛町一丁目、鶴脛町二丁目、新湯、沢丁、松山一丁目、松山二丁目、新町一丁目、御井戸丁、湯町、軽井沢一丁目、軽井沢二丁目、元城内及び鶴脛町の各一部	同
長井市	今泉の一部	同
天童市	大字蔵増、大字高野辺及び大字荒谷の各一部	同
南陽市	宮内の一部	同
高島町	大字高島の一部	同
白鷹町	大字萩野の一部	同
飯豊町	大字萩生の一部	令和4年3月9日から令和5年3月31日まで

山形県告示第449号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	8者	山形市こも石12番ほか58筆
上山市	3者	上山市仙石字仙石前575番ほか7筆
寒河江市	3者	寒河江市大字高屋字高崎2598番ほか16筆
河北町	3者	西村山郡河北町大字溝延字松木檀5107番1ほか9筆
朝日町	1者	西村山郡朝日町大字玉ノ井字舟渡1109番ほか7筆
大江町	1者	西村山郡大江町大字顔好字小山甲673番ほか1筆
東根市	3者	東根市大字羽入字下995番1ほか3筆
尾花沢市	5者	尾花沢市大字丹生字観音3628番ほか27筆
新庄市	4者	新庄市金沢字大森沢280番3ほか11筆
高島町	14者	東置賜郡高島町大字元和田字中和田110番ほか30筆
川西町	9者	東置賜郡川西町大字上小松字大日2846番1ほか46筆

長井市	1者	長井市寺泉字高堰二5259番ほか33筆
飯豊町	1者	西置賜郡飯豊町大字添川字中洞二6477番1ほか8筆
鶴岡市	12者	鶴岡市羽黒町町屋字広表52番ほか94筆
庄内町	56者	東田川郡庄内町余目字下梵天塚131番ほか620筆
遊佐町	2者	飽海郡遊佐町宮田字新出20番ほか11筆

2 認可年月日

令和4年5月20日

山形県告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小国町役場、白鷹町役場及び飯豊町役場の掲示場に掲示した。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡飯豊町大字小坂字中谷地680番1、字萱森679番1、字蓬立678番、字八幡館681番1
- (2) 森林所有者の氏名
新東北株式会社
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字若布沢3164番34
- (2) 森林所有者の氏名
田中 金彌
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字若布沢3164番79、3164番85、3164番86、3164番87
- (2) 森林所有者の氏名
大貫 宏次
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字若布沢3164番79、3164番85、3164番86、3164番87
- (2) 森林所有者の氏名
大貫 弘子
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番5、708番6、708番11、708番100、708番103、708番108、字滝上709番2、709番10
- (2) 森林所有者の氏名
栗田 大輔

- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番7、708番43、708番49、708番51、708番63、708番64、708番65、708番67、708番79、708番89、708番97、708番120、708番127、708番143、708番144
- (2) 森林所有者の氏名
栗田 正喜
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番18、708番52
- (2) 森林所有者の氏名
喜多 秀明
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番29
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤 佳奈
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字今市字漆沢708番142
- (2) 森林所有者の氏名
齋藤 忍
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
安部 東一
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部 力
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部 弥一
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
伊藤 啓三
- (3) 通知の要旨

- 令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
二馬 一郎
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
遠藤 久兵衛
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
二村 惣蔵
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
遠藤 ハナヨ
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
山口 弥之助
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
市川 小三郎
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
遠藤 忍
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
(2) 森林所有者の氏名
市川 せつ
(3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
安部 勇
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部 千代子
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部 松榮
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
後藤 重雄
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部 弥助
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
渡部 多仲
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 28 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
脇 吉雄
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 29 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤 文司
- (3) 通知の要旨
令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 30 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番
- (2) 森林所有者の氏名

丹 弘次

(3) 通知の要旨

令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

- 31 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

(2) 森林所有者の氏名

伊藤 松男

(3) 通知の要旨

令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

- 32 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

(2) 森林所有者の氏名

遠藤 敬一

(3) 通知の要旨

令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

- 33 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字白子沢字松手831番、字入平出832番

(2) 森林所有者の氏名

渡部 勝

(3) 通知の要旨

令和4年1月7日付け農林水産省告示第28号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

山形県告示第451号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

遊佐町

2 事業の種類

「遊佐パーキングエリアタウン（新「道の駅」）」整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 飽海郡遊佐町北目字田屋敷地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について

「遊佐パーキングエリアタウン（新「道の駅」）」整備事業（以下「本件事業」という。）は、起業者である遊佐町が、起業地である山形県飽海郡遊佐町北目字田屋敷地内の土地において、道路利用者等のための休憩施設、地元の農水産物の販売等を行う地域振興施設及び災害時に災害活動対応部隊の野営スペース等として機能する多目的広場等を一体的に整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である遊佐町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

遊佐町では、東日本大震災を契機に防災拠点の整備について検討を行い、現在の道の駅の防災拠点化への取り組みを進めてきた。その中で、近年頻発化・激甚化する自然災害に対応するために、遊佐町のみならず環鳥海地域における大規模災害発生時の防災拠点として整備を進めることを検討してきた。

しかし、現在の道の駅は広域防災拠点としての必要面積の確保が困難であること、また、現在整備中の日

本海沿岸東北自動車道（以下「日沿道」という。）に接続する遊佐鳥海インターチェンジから離れているため、防災拠点としての機能が低いことが課題となっている。

これらの課題に対応するため、起業者である遊佐町は、耐震化や無停電化等の防災機能を強化し、広域的な災害対応を可能とすることで、より多くの人命・財産を守ることを目的とした、新「道の駅」を日沿道遊佐鳥海インターチェンジ近接地に整備することとしたものである。

また、日沿道「酒田みなと～遊佐」が令和5年度開通予定、一般国道7号遊佐象潟道路についても令和8年度に全線開通予定であり、交通利便性の向上や地域振興等への大きな効果をもたらすことが見込まれている。このような中、地域振興の拠点となる道の駅を整備することは、商工業や農産物の販路拡大のみならず、鳥海山を中心とした観光地等の地域資源等について積極的な情報発信を行うことが可能となり、経済的な効果や地域の活性化に寄与することが期待される。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本事業の施行により失われる利益について

本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び山形県環境影響評価条例（平成11年山形県条例第29号）による環境影響評価の対象事業ではないが、起業者である遊佐町においては、本事業の施行が周辺環境に与える影響について、以下のとおり意見を加えている。

まず、本事業に近接する他事業箇所において実施された環境影響評価の結果によれば、本事業を施行する区域は、自然環境の類型区分において水田耕作地環境に区分され、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき希少種の生息は確認されなかった。

また、水田環境を生息基盤とするアオガエル等の生物についても、同様の環境が周辺に広く存在することから、その生息状況への影響はないとしている。

さらに、本事業を施工する箇所は、埋蔵文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財の包蔵地に一部該当する可能性があるが、埋蔵文化財が確認された場合は、山形県教育委員会と協議のうえ、速やかに適切な処置を講ずることとしている。

よって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本事業に係る起業地の選定にあたっては、防災拠点性、日沿道「酒田みなと～遊佐」及び一般国道7号遊佐象潟道路開通後の交通量に対応した利便性、必要面積の確保等の条件により3か所について候補地の検討を行い、さらに候補地内で3か所の起業地の検討をしている。申請案と他案を比較すると、申請案は整形な土地であり敷地面積が確保できるほか、支障物件もなく、防災拠点性及び利便性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 日沿道の整備に併せて大規模災害発生時の防災拠点として整備することで、広域的で迅速な災害対応が可能となる。

また、現在の道の駅と同様に、遊佐町の観光振興及び地域活性化の中心的な施設としての役割を引き継ぐことが期待される。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、取用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1) から (4) までにおいて述べたように、本事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

遊佐町企画課PAT整備推進室

山形県告示第452号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
一般社団法人山形県猟友会 会長 梅川 信治	山形市あこや町三丁目15番40号	山形市松栄一丁目7番48号	令和 4. 5. 24

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	受験者の居住地
令和4年7月27日（水）	最上総合支庁	主に最上地域の市町村
	置賜総合支庁（本庁舎）	主に東南置賜地域の市町
同 年7月28日（木）	置賜総合支庁西置賜地域振興局	主に西置賜地域の市町
同 年8月16日（火）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月17日（水）	庄内総合支庁	主に庄内地域の市町
同 年8月24日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	主に山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
同 年9月14日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	県内の全市町村

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が令和4年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己

の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和4年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月31日（水） 午前10時30分から午後3時55分まで

(2) 場所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル
山形市香澄町一丁目1番1号 ホテルメトロポリタン山形

2 受験手続

受験願書を令和4年6月7日（火）から同月28日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部コロナ収束総合企画課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

3 その他

詳細については、健康福祉部コロナ収束総合企画課（電話番号 023(630)2332）に問い合わせること。

令和5年度山形県立農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集人員

60名

2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（令和5年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

3 応募手続

入学志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

(1) 学校推薦型選抜 令和4年10月20日（木）から同月27日（木）まで

(2) 一般選抜（前期） 令和4年11月21日（月）から同月28日（月）まで
（後期） 令和5年2月24日（金）から同年3月3日（金）まで

4 選考試験

(1) 学校推薦型選抜

イ 期 日 令和4年11月8日（火）

ロ 場 所 山形県立農林大学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般選抜

イ 期 日 前期：令和4年12月5日（月）

後期：令和5年3月13日（月）

ロ 場 所 山形県立農林大学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

- (1) 山形県立農林大学校への入校については、1 から 4 までに掲げる事項のほか、令和5年度山形県立農林大学校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、山形県立農林大学校（電話番号0233(22)1527）、農林水産部専門職大学整備推進課（電話番号023(630)2383）に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	
同	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	
同 3号	同	2DK	60.3	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,100	38,200	
同	同	3DK	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800	
同	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800	
同 春日アパー ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 3号	同	同	75.6	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500	
同	同	同	75.6	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500	
同 玉の木ア パート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	

同 3号	同	同	69.9	1	同	23,000	26,500	30,400	34,200	39,100	45,100	
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	单身可
同 相生アパー ト2号	同 相生町7 -65	同	72.9	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	72.9	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同 糠野目ア パート	同 東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	3	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同	同	同	51.2	1	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	单身可
同 大町アパー ト	同 高島695-12	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	同
同	同	同	58.0	4	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21-2	同	62.6	3	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	单身可
同	同	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同 笹之北ア パート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	70.7	1	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	同
同	同	2DK	53.3	1	同	15,300	17,700	20,200	22,800	26,000	30,100	同
同	同	3DK	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年6月6日から同月10日までの午前10時から午後5時まで
郵送の場合は、令和4年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年8月上旬

令和4年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

令和4年5月31日

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

1 教科書展示会の開始の時期

令和4年6月10日（金）

2 教科書展示会の期間

14日間 各日午前9時から午後4時45分まで

3 会場及び展示内容

教科書展示会場	展示内容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用） ※ 一般図書を含む
山形市城西町二丁目2の15 山形市総合学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
新庄市金沢字大道上2034番地 山形県最上教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）
東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 山形県庄内教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 （小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）

酒田市本町二丁目2番45号
酒田市役所本庁舎6階 教育委員会内

・小学校用教科書 ・中学校用教科書
・特別支援学校用教科書
(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、1.5T磁気共鳴断層撮影装置（MR I）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月31日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
- (2) 日時 令和4年7月11日（月）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 1.5T磁気共鳴断層撮影装置（MR I）一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年2月20日（月）
- (4) 納入場所 新庄市金沢地内 山形県立新庄病院新建屋（建設中）のMR I室
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部新病院整備課 電話番号0233(22)5525

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を令和4年6月24日（金）午後1時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書、競争入札参加資格審査申請書及び応札物品仕様書を令和4年6月17日（金）午前11時までに山形県立新庄病院事務部新病院整備課に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Magnetic Resonance Imager: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 11, 2022

(3) Contact point for the notice: New Hospital Preparation Section, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

令和4年5月31日印刷
令和4年5月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県